

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時  
令和3年11月25日（木曜日）  
午後1時39分開会、午後1時50分散会
- 2 場所  
第1委員会室
- 3 出席委員  
菅野ひろのり委員長、高橋穩至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、  
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、千葉盛委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、畠山担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 総務部  
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、加藤人事課総括課長
  - (2) 人事委員会  
今野人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案の審査
    - ア 議案第1号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
    - イ 議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
    - ウ 議案第3号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
    - エ 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
    - オ 議案第5号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
    - カ 議案第6号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議事の内容  
○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により、議

案の審査を行います。

議案第1号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上6件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤人事課総括課長 議案第1号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明申し上げます。

議案第1号から議案第6号までの条例は、県人事委員会の令和3年10月12日付の給与改定に関する勧告等に鑑み、知事等特別職、一般職の職員、特定任期付職員、任期付研究員、会計年度任用職員及び市町村立学校職員の期末手当の支給割合等を改定しようとするものであります。また説明にあたりましては、それぞれの条例案についてお手元に配付しております条例案概要により説明させていただきます。議案とあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず、議案第1号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から御説明申し上げます。議案は議案その1の1ページをお開き願います。まず1の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。次に2の条例案の内容についてありますが、具体的には知事副知事等の常勤の特別職の職員及び県議会議員の皆様へ支給する期末手当の支給割合について、本年度の12月期の支給割合を1.675月分から1.575月分に引き下げ、年間3.25月分に改定しようとするものであります。なお、来年度は年間の支給割合は本年度の改定後と同じであります。6月期と12月期の支給割合をそれぞれ1.625月分に改定しようとするものであります。最後に3の施行期日についてであります。この条例につきましても、公布の日の属する月の翌月の初日、公布の日が月の初日であるときはその日から施行しようとするものであります。ただし、来年度の支給割合の改定については、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、議案第2号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について一括で御説明申し上げます。議案第2号については議案その1の3ページ、議案第3号

については議案その1の6ページに記載がございます。まず1の改正の趣旨についてありますが、県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当の支給割合をそれぞれ改定しようとするものであります。なお、特定任期付職員とは高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有するものを一定期間活用する任用形態の職員であり、また、任期付研究員とは研究業績等により特に優れた研究者と認められているものを招聘し、一定期間研究に従事する任用形態の職員であります。次に2の条例案の内容及び3の施行期日についてありますが、先ほど御説明申し上げました議案第1号の条例案と同様に施行しようとするものであります。

次に議案第4号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案第4号については議案その1の8ページに記載がございます。まず1の改正の趣旨についてありますが、県人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合及び初任給調整手当の支給限度額を改定しようとするものであります。次に2の条例案の内容についてありますが、まず(1)の期末手当の改定につきましては、具体的には本年度の12月期の支給割合について、再任用以外の一般の職員にあつては1.3月分から1.15月分に、再任用以外の特定幹部職員にあつては1.1月分から0.95月分に、再任用の一般の職員にあつては0.725月分から0.625月分に、再任用の特定幹部職員にあつては0.625月分から0.525月分に改定しようとするものであります。なお、来年度は年間の支給割合は本年度の改定後と同じであります。6月期と12月期の支給割合をそれぞれ再任用以外の一般の職員にあつては1.225月分に、再任用以外の特定幹部職員にあつては1.025月分に、再任用の一般の職員にあつては0.675月分に、再任用の特定幹部職員にあつては0.575月分に改定しようとするものであります。次に(2)の初任給調整手当の改定につきましては、獣医師に支給される初任給調整手当の支給限度額を月額35,000円から月額50,000円に引き上げようとするものであります。最後に3の施行期日についてありますが、期末手当の支給割合の改定につきましては、先ほど御説明申し上げました議案第1号から議案第3号の条例案と同様に施行しようとするものであります。また初任給調整手当の支給限度額の改定につきましては、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

次に議案第5号の会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案第5号については議案その1の11ページに記載がございます。まず1の改正の趣旨についてありますが、諸般の情勢に鑑み会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。次に2の条例案の内容についてありますが、具体的には会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、来年度の6月期と12月期の支給割合をそれぞれ1.225月分に引き下げ、年間2.45月分に改定しようとするものであります。最後に3の施行期日についてありますが、この条例につきましては令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

次に議案第6号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につい

て御説明申し上げます。議案第6号については、議案その1の12ページに記載がございます。まず1の改正の趣旨についてであります。県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。次に2の条例案の内容についてであります。期末手当の支給割合につきまして、先ほど御説明申し上げました議案第4号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と同様の改定をしようとするものであります。最後に3の施行期日についてであります。先ほど御説明申し上げました議案第1号から議案第4号の条例案の期末手当の支給割合の改定と同様に施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。